

議 事 録

会議名	文書館運営審議会		
日 時	令和5年7月6日(木)10:00～12:30	開催形態	公開
場 所	寒川総合図書館会議室		
出席者	毛藤委員、内海委員、小川委員、中西委員、名取委員 事務局：伊藤館長、平尾主査、高木主任主事 傍聴者：なし		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付式 2 正副会長の互選 3 承認委員の指名について 4 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度寒川文書館事業結果報告【資料1】 (2) 令和5年度寒川文書館事業中間報告【資料2】 5 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 刊行物の収集方針について【資料3】 6 その他 		
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は小川委員、副会長は内海委員が選出された。 ・承認委員には中西委員が指名された。 ・事業結果報告、中間報告とも承認された。 ・刊行物の収集方針の条文は次回会議でさらに検討するが、緊急を要するものは除籍の作業を進めて構わない。 ・公文書保存の現場を視察していただく機会を設けることが確認されたがその方法は次回の会議に委ねる。 		
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付式 町長から各委員に委嘱状が手渡された。 2 正副会長の互選 委員の互選により、会長に小川千代子氏、副会長に内海孝委員が選出された。 3 承認委員の指名について 名簿順に選出する慣例から、小川委員の順番とする事務局案を示したが、会長は順番から外した方がよいとの意見があり、小川委員の次の中西委員が選出された。 		

4 報告

(1) 令和4年度寒川文書館事業結果報告について

事務局より令和4年度事業結果報告を説明した。これに対し、次のような質疑があった。

(委員)

資料の寄贈の欄。寄贈者名が明記してあるものと「個人」とだけあるものがある。後者は匿名希望の申し出があったものと考えられるが、もしそうであれば、わかりやすく注記をしたほうがよい。

(事務局)

お察しのとおり事情なので、ご指摘のとおり対応する。

(委員)

文書館の資料というのは、出所がどこであるのかを明確にしなければならないものである。誰が寄贈したかという出所情報を隠してしまって、ほんとうに資料が提供できるのか、きちんと考えなければならない。今回の場合、資料の中身は地租改正絵図で、公文書に近いものであるにもかかわらず、出所を伏せなければならないというのはいかかなものか。

(委員)

事務局では内部資料として寄贈者名は把握しているが、寄贈者が名前を出さないでほしいとの意向を示したということで良いか。本来は自治会文書として扱うべきものを、ご先祖が何らかの経緯で預かることになって今日に至ったのかもしれない。地域の中での機微な判断をした上で、文書館に預けることが最も適切と考えてくれたのだとすれば、文書館の原則より、寄贈者の意向が尊重されるべきではないか。

(委員)

今回のケースは、公文書に近いものを、地域の皆さんの総意ではなく、個人の判断で寄贈、すなわち所有権を移転させたということである。もし地域の皆さんから返してくれという声を上がった場合に備えて、寄託という扱いが適切だったのかもしれない。

(事務局)

文書館としては所蔵者の意向を尊重して寄贈か寄託かを選んでもらうようにしている。時代が下った資料で、明らかに団体のものについて個人が寄贈を申し出たような場合は調整することもあり得るが、今回は明治初期の資料で、代々家にあったものを寄贈したいとお申し出だったので、その通りとした。

(委員)

町史編さん事業では悉皆調査を実施し、民間資料の把握に努めた。30年前のその段階では、調査後も資料を手元に持っておこうという家が多かったが、代替わり

もあって、文書館に預けようという機運になっているのだとすれば、歓迎すべき傾向である。特に今回の資料からは、土地の履歴がわかると思われるので、防災などにも役立つ可能性もあって貴重である。

(委員)

前回の会議で、保存と利用は相反するというお話があったが、利用者の立場からすると、利用できる資料の範囲を広げてほしいと思っている。他機関を利用したときの経験では、資料をいざ利用してみようとする、閲覧はできても、所蔵者がわからなかったり、著作権などの制約があったりという理由で公表してはいけないという壁にあたったことがある。寒川文書館の場合、公開・非公開の基準はどのようにしているのか。

(事務局)

寄贈・寄託は、公開を前提として受け入れている。新規受け入れで整理が終わるまでは非公開とするが、目録整備後は速やかに公開対象とするようにしている。例外として、比較的新しい資料で著作権者が明確なものなどは一定の線引きが必要であるし、所蔵者が一部非公開と条件を付けるケースもある。

(委員)

館内にあって目録があれば、すべて原則公開しているということか。

(事務局)

文書館で寄贈・寄託を受けたものはそのとおりである。寄贈・寄託をうけておらず町史編さん事業で撮影した資料がある場合は、所蔵者の許諾をいただいたもののみ写真版で公開している。したがって当館の場合、所蔵者がわからないのに閲覧対象にしている例はない。ただ、許諾をまだいただいていなくて写真版を公開できていない資料群もあるので、その解消が課題となっている。

(委員)

公開に関しては、文書館として収集して保存しているものを非公開にする理由は原則としてないはずである。ただ、町史編さんの段階で収集されたものは、町史のためとして借りたので、文書館での公開は改めて許諾を求める必要があるという理解でよいか。

(委員)

その際、専門的知見からその資料群の歴史的価値を所蔵者に説明して、安心して公開許諾や寄贈・寄託をしていただけるようにすることが大切である。

(事務局)

他にご質問がなければ、事業報告は了承ということによろしいか。

(2) 令和5年度寒川文書館事業中間報告について

事務局より、資料2にもとづき、令和5年度の年間事業計画および6月末現在

の事業中間報告を説明した。これに対し、次のような質疑があった。

(委員)

寄贈を受けた「武相の若草」とはどのような資料か。

(事務局)

神奈川県男女青年団の機関誌で、全部で167冊ある。

(委員)

ボランティアについては前回も話題になっていた。コロナが収まってきたが、再開の目処はついているのか。

(事務局)

ボランティアは大きく2つに分かれている。一つは元町史編集委員で美術史がご専門の佐藤昭夫先生の研究資料を一括で寄贈いただいたもののうち、仏像のスライドフィルムを、先生ゆかりのお二人に整理していただいていた。目録作成はほぼ完了しているが、画像作成など残りの作業がどのくらいなのか、どのように再開させるのかなどについて、7月下旬にお二人と打合せをする予定である。

もう一つの作業は、役場他課などから移管された写真資料をスキャンし画像データを作るという作業である。こちらは若干の落ち穂拾いは必要であるものの、大きな塊としてはほぼ終了しているという認識である。その段階でちょうど中断してしまったので、この作業の再開は念頭がない。来てくださっていた皆さんにはその旨を連絡する必要がある。

次の展開として、どのような作業ができるかについてはまだ検討中だが、体制が整ったおりには、これまで携わっていた皆さんに声をかけるとともに新たにメンバーを募り、いずれ進めたい。

(委員)

ボランティアは、本日配布の事業計画のなかではどこに位置づけられるのか。

(事務局)

配付資料は主要事業を載せたものなので、割愛してある。今年度中に実施できた場合は令和5年度の事業結果報告に反映させる。

(委員)

企画展が同じ時期に2本開催する計画になっている。給食と関東大震災はどちらもタイムリーな話題なので、外すことができないという気持ちはわかるが、他の業務のことを考えると欲張らなくてもよいのではないか。

(事務局)

どちらの展示も昨年から事業計画の大きなものとして位置づけていたが、年度前

半はシステム更新の作業があるので、どちらも後半にという計画になった。

(委員)

文書館のメインの仕事は文書を管理することなので、普及事業は余裕があれば取り組むというスタンスで構わない。展示は館蔵資料に向き合うこと、そして何が足りないのかを認識することができるので、とても良い機会なのだが、それをしっかり行うためにはせめて1本に絞るべきだ。

(委員)

半年近い会期のなかで、会場を半分に分け、2本を同時進行で開催するという計画のようだが、会期を半分にして1本ずつ別々に開催するという方法ではどうか。審議会としては業務多過にならないように、しかし成果は求めたい。その落としどころを探したい。

(委員)

展示に力を注ぐことによる他の業務への影響が心配だ。町史刊行事業についても、最近町史研究の水準が維持できていないように思えるし、調査報告書の刊行も止まっていて、過去からの継続性が失われてしまっている傾向にある。本来展示は、資料整理や編さん事業を進めていく上で、伝えたい事柄が見つかったときに掘り下げて実施するというのが望ましいのだが、どうも逆転して計画ありきになってしまっている。

(事務局)

ご指摘は重く受け止めるが、町長の施政方針にどちらも開催すると謳っているため、どちらかに絞ることは難しい。しかし会期については再検討したい。

(委員)

今の計画では、ミニ展示も含めると3本同時進行ということになる。3本の展示のパネルをそれぞれしっかり作るとなると、展示コーナーのスペースが明らかに足りない。給食を来年度に回すべきではないか。あるいは年度内に2本行うとしても、必ず会期を分ける必要がある。

(委員)

会期を分けたほうが、来観者は別々に来てくれる。同時開催で情報を詰め込んで帰ってもらうよりも、それぞれ効果が現れるのではないか。

(委員)

給食については、会期終了後、ぜひ学校に巡回することを計画してほしい。そのためにも、しっかり準備をしていただきたいので、10月からの同時開催でないほうが良い。学校によって実施時期が異なるが、2年生が施設見学に来るはずで、会期がそのタイミングに合うとなお良いと思う。

(事務局)

展示は実施することが目的ではなく、観ていただくことが目的なので、ご意見を

踏まえて、より良い会期を検討していきたい。

5 議題

(1) 刊行物の収集方針について

事務局より、資料3にしたがい、行政刊行物等の収集・管理の現状と課題を説明し、収集方針と除籍基準の案を示した。これに対し次のような質疑があった。

(委員)

全国各地の公文書館の刊行物や自治体史が見られるというのが、寒川文書館の特徴である。しかし、保存環境を維持するためには一定数を間引かざるを得ないため、除籍基準をつくるという趣旨はよくわかった。その基準案の中で、何を捨てるかだけでなく、除籍しないものを明示したことは評価できる。基準をつくるにあたって、泣く泣く捨てる方にいれたものはあるか。

(事務局)

収集方針に沿わないものや、インターネット上や他館で閲覧できるものを外すという方向で検討してきたので、泣く泣くというわけではない。

(委員)

カビが発生した状況とその対処方法について教えてほしい。

(事務局)

開架書架の壁際の空気の通りが一番悪く、カビが発生しやすい。発生した資料についてはアルコールでクリーニングして書架に戻すという作業が基本だが、一部は、燻蒸を行ったのちに収蔵庫内に移す作業をしている。まだ時間はかかるが、将来的には壁面を使わないようにしていきたい。

(委員)

書架に戻すものと収蔵庫に移すものの違いは何か。

(事務局)

書架に置くメリットは自由に手に取ってもらえることである。比較的に見られているものを優先的に書架に置き、利用頻度は高くないが保存する必要のあるものを収蔵庫に入れるという考え方で進めている。

(委員)

図書館の資料との棲み分けはどのようになっているのか。

(事務局)

基本的には地域資料は文書館で扱う。図書館に寄贈された地域資料は文書館に回してもらっているので、ほとんど重複していない。

(委員)

除籍対象は何冊ぐらいになるのか。

(事務局)

まだ作業中のため確定していないが、約4万冊のうち1000冊弱ぐらいと想定している。

(委員)

除籍だけでなく、年間にどのくらい受け入れるかも勘案して書架の運用を考える必要がある。

(事務局)

資料1の令和4年度結果報告をご覧くださいと、令和3年度が322冊、4年度は128冊となっている。4年度は今後を見据えてある程度登録を抑えた結果、例年より少なくなった。

(委員)

開架書架の空調を改善することはできないのか。

(事務局)

建物全体の管理になるので、4階の書架だけ対策をとるのは難しい。

(委員)

1階・2階も同様の現象が起きているのか。

(事務局)

図書館の開架書架については、貸出のために本が動いており、それに伴い空気が動いているので、カビの心配はないと聞いている。

(委員)

除籍対象の例として『統計六法』や『教育学事典』が挙げられている。文書館は過去のことを調べる機関なのだから、ただ情報が古いという理由だけで除籍するのはいかがなものか。また、インターネット上で閲覧可能なものは除籍するとあるが、災害で停電になったときはどうするのか、先方がインターネット上から削除しない保証はあるのか、などと考えると、慎重に考えなければならない。

空調に関して言えば、複合館として整備が決まった設計の段階で、閉館時に空調が止まると何が起きるかというのは想定できたはずのことで、対症的にいまから対応するというのは残念だ。

除籍にしても保存環境にしても、文書館のありかた全体と関わる問題なので、もっと検討すべきである。

(事務局)

『統計六法』に関しては、各年度の版が体系的に置かれているならば、最新版と比較研究ができるので重要だが、平成6年版しか所蔵していない。収蔵するスペースと環境が十分整っていれば持ち続けることも可能だが、保存環境をより良くするために収蔵スペースに制約が生じるなかでは、このような資料を対象に間引かざるをえないことについて、ご理解を賜りたい。

(委 員)

除籍の理由の一つに図書館に類書があるというのが挙げられている。むしろ図書館の資料のほうが頻繁に除籍されてしまうイメージがあるが、これは大丈夫なのか。

(委 員)

図書館の除籍の情報が回覧され、図書館から移管してもらうような例はあるのか。

(事務局)

図書館の除籍リストが知らされる仕組みにはなっていない。

(委 員)

文書館が保存すべき資料の基本的なルールは、もう少し議論を重ねる必要があるようだ。廃棄は結論が出るまで待つことはできるのか。あるいは現実的には除籍や廃棄を進めてしまっているのか。

(事務局)

実際に廃棄はしていない。しかし、カビの進行の早いものについては、利用者に提供できないし、他の資料に広がってしまう恐れもあるので、早く何とかしたい。

(委 員)

そこは基本ルールの検討と切り離して進めて構わないのではないかと。

(委 員)

除籍基準の4番、事業案内など当該年度の予定が掲載されたもの。これは除籍で良いと思うが、5番、県外の埋蔵文化財報告書や博物館年報は、わざわざ遠くに行かなくても寒川で見られるという利点を活かすべきではないかと。

(事務局)

今回は収集方針と除籍基準をセットで検討している。これまでは送られて来た資料はあまり吟味せず全てを登録していたが、今後は分厚くすべきところは分厚くし、そうでないものはなるべく減らしていくという方針を明確にしたいという想いで提案した。除籍という言葉は厳しいが、残すべきものを残すという考え方なのでご理解を賜りたい。

(委 員)

除籍基準案には、除籍対象としないものを列挙している。この部分を前面に出せばもっとわかりやすくなるのではないかと。利用者としてはどんな資料があるのかが一番知りたい情報なので、開架書架のところに、こういう資料を置いてありますと明示すれば良いのではないかと。寒川のものなら網羅的にあります、神奈川県のものならこのようなものを集めています、などと掲示すれば、除籍するものを挙げていくより利用者が安心するのでは。

(事務局)

もちろん前面に出すのは収集方針だと考えている。これをうまく発信したい。

(委 員)

この除籍基準は、いまある資料を除籍するだけでなく、新たに来る資料をこの基準に当てはめて受け入れの判断に使うのか。

(事務局)

ここに該当するものは今後も受け入れないということである。そもそも資料保存機関では除籍や廃棄というのはあり得ないはず。しかしこれまで、受け入れのルールがないなかで進めてきたので、ここで収集方針を作って、遡って該当しないものをはじいていこうという考え方である。

(委員)

原則はよく理解できたが、個別の資料となると本当に捨ててしまって大丈夫か、いま一度検討するタイミングがあると良いと思う。

(委員)

皆さんがおっしゃっているように一気に廃棄に向かうのではなく、基準作りをしっかり議論して固めていくべきだと思う。

(委員)

今日の除籍基準案では、後ろのほうに捨てないものが明示されているが、これをトップに動かすなど、条文の整理はまだまだ必要である。

(委員)

文書館が本来持つておくべき寒川固有の資料は当然残していくのだが、開架書架の多くは外から来た資料である。これをどう受け入れるべきか、方針を設けようということ、そしてその方針を固めるためにもう一度議論の場を設けよう、というのが本日の結論ということによろしいか。

(事務局)

確認させていただきたいのは、カビの進行した資料については、収集方針の議論を待たずに除籍・廃棄を実施してよろしいかという点である。収集方針と除籍基準は次回の会議で議論することは了解したが、そうすると、まだ成文化したルールがまだない中で超法規的に作業を進めることになる。その結果は次回報告するが、このような方法で差し支えないか。

(委員)

緊急を要するものであるし、保存に適さないものまで残しておくわけにいかないので、進めて差し支えない。

6 その他

町の公文書がどのように管理されているかを委員の皆さんに知っていただくため、文書館収蔵庫や本庁地下書庫など現場の見学会を設けたいと事務局より提案した。これに対し次のような意見があった。

	<p>(委員) ぜひそのような機会を設けていただきたいが、次回の会議の中で実施するとなると、本日の議論の仕切り直しもあるし、他の議題もあるだろうから、事実上難しいように思う。別日を設定して自由参加にしてはどうか。</p> <p>(事務局) 見学会を設けること自体に異存はないと承知したが、その方法については次回の会議で提案させていただく。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料 1 令和 4 年度寒川文書館事業結果報告 資料 2 令和 5 年度寒川文書館事業中間報告 資料 3 刊行物の収集方針について</p>
<p>事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>中 西 正 史</p> <p>令和 5 年 11 月 28 日 確定</p>